

京都市長 門川大作 様

京都市身体障害者リハビリテーションセンターの機能拡充を！

附属病院廃止方針を撤回し 市民の生命を守るよう求める要請書

【要請趣旨】

京都市は昨年 10 月、京都市社会福祉審議会に「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」を諮問しました。諮問を受け、リハビリテーション行政の在り方検討専門分科会において 6 回の議論が行われ、7 月 1 日の答申とりまとめに至りました。分科会・審議会での議論では、委員はもちろん京都市当局自身も「リハビリテーションと医療は切り離せない」と発言していました。しかし、答申は京都市身体障害者リハビリテーションセンター（市リハセン）附属病院の役割は「相対的に低下」した。今後は相談業務に重点を置くとなりました。これを受けた京都市は 7 月 24 日、京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針（案）をとりまとめ、附属病院廃止を明記しました。

京都市にとって、審議会の議論は市リハセン附属病院を廃止するための地ならしであり、財政事情からお金のかかる病院事業を廃止することこそがその目的であることは明白です。

今日、国の制度はリハビリテーションを受けられる日数やリハビリテーション病棟に入院できる日数に制限を設けています。これによって、必要なリハビリが受けられない「リハビリ難民」が発生しています。市リハセンはこうした方々が、在宅・社会復帰に向けて必要なリハビリテーションを行う最後の砦になっています。附属病院の機能を今以上に充実させ、より多くの市民にリハビリを提供することは、行政の役割です。

以上のことから、以下の項目について要請します。

【要請事項】

- 一、 附属病院廃止方針を撤回し、京都市身体障害者リハビリテーションセンターの機能拡充をめざすこと

2013 年 月 日

住 所

団体名

代表者名

ひとこと